



山形県公報

平成19年12月21日(金)

号 外 (57)

目 次

条 例

山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例.....	(人 事 課) ...10
山形県職員定数条例等の一部を改正する条例.....	(同) ...12
県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例.....	(同) ...同
山形県職員等の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例.....	(同) ...16
山形県公害紛争処理の手續に要する費用等に関する条例の一部を改正する条例.....	(環境企画課) ...29
山形県心身障がい者扶養共済制度条例の一部を改正する条例.....	(障がい福祉課) ...同
山形県景観条例.....	(管 理 課) ...31
山形県屋外広告物条例の一部を改正する条例.....	(都市計画課) ...37
山形県文化財保護条例の一部を改正する条例.....	(教 育 庁) ...同
学校教育法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例.....	(同) ...39
山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例.....	(企 業 局) ...40
山形県水道用水料金条例の一部を改正する条例.....	(同) ...同
山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例.....	(病院事業局) ...41
地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構への職員の引継ぎに関する条例.....	(同) ...同
山形県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例.....	(同) ...42

本号で公布された条例のあらまし

山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例 (県条例第63号) (人事課)

- 1 この条例は、地方公務員法(以下「法」という。)第26条の5第1項、第5項及び第6項の規定に基づき、一般職に属する県職員及び市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員(任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下「職員等」という。)の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めることとした。(第1条関係)
- 2 任命権者は、職員等としての在職期間が2年以上である職員等が自己啓発等休業を申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員等の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員等が自己啓発等休業をすることを承認することができることとした。(第2条第1項関係)
- 3 法第26条の5第1項の条例で定める期間は、大学等課程の履修のための休業にあつては2年(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として人事委員会規則で定める場合は、3年)、国際貢献活動のための休業にあつては3年とすることとした。(第3条関係)

- 4 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とすることとした。
（第4条関係）
 - (1) 学校教育法第83条に規定する大学
 - (2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設
 - (3) (1)及び(2)に掲げる教育施設に相当する外国の大学
- 5 法第26条の5第1項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とすることとした。
（第5条関係）
 - (1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法第13条第1項第3号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動
 - (2) (1)に掲げる奉仕活動のほか、人事委員会規則で定めるもの
- 6 自己啓発等休業をしている職員等は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が3に規定する休業の期間を超えない範囲内において、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができることとした。（第6条第1項関係）
- 7 法第26条の5第5項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とすることとした。（第7条関係）
 - (1) 自己啓発等休業をしている職員等が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。
 - (2) 自己啓発等休業をしている職員等が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員等の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。
- 8 自己啓発等休業をしている職員等は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員等の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならないこととした。（第8条第1項関係）
 - (1) 当該職員等が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合
 - (2) 当該職員等が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合
 - (3) 当該職員等の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合
- 9 自己啓発等休業をした職員等（企業職員及び単純な労務に雇用される職員を除く。以下同じ。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員等との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を大学等課程の履修又は国際貢献活動のためのもののうち、職員等としての職務に特に有用であると認められるものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができることとした。（第9条関係）
- 10 自己啓発等休業をした職員等について、山形県職員等に対する退職手当支給条例の特例を設けることとした。（第10条関係）
- 11 この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。
山形県職員定数条例等の一部を改正する条例（県条例第64号）（人事課）
 - 1 自己啓発等休業をしている職員等を定数外の職員等とすることとした。
 - 2 この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。
県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例（県条例第65号）（人事課）
 - 1 内国旅行における日当を廃止し、現地経費を新設するとともに、路程の計算における鉄道旅

行、水路旅行及び陸路旅行に係る換算率を廃止することとした。

2 その他規定の整備を行うこととした。

3 その他

(1) この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

(2) その他所要の経過措置を定めることとした。（改正条例附則第2項関係）

山形県職員等の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（県条例第66号）（人事課）

1 山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正

(1) 育児休業

イ 育児休業の承認が、職員等の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障がいにより当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより取り消された後、当該職員等が当該子を養育することができる状態に回復した場合、当該子について育児休業をすることができることとした。（第3条関係）

ロ 育児休業をした職員等（企業職員及び単純な労務に雇用される職員を除く。ロ、(2)の八、ホ及びヘ並びに(3)において同じ。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員等との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができることとした。（改正後の第8条関係）

(2) 育児短時間勤務

イ 地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「法」という。）第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員等とすることとした。（改正後の第10条関係）

(イ) 非常勤の職員等

(ロ) 臨時的に任用された職員等

(ハ) 法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員等

(ニ) 定年に達した日以後における最初の3月31日の翌日以降引き続き勤務し、又は勤務することとなる職員等

(ホ) 育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子について、配偶者が法その他の法律により育児休業をしている職員等

(ハ) (ホ)に掲げる職員等のほか、職員等が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員等以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員等

ロ 法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とすることとした。（改正後の第11条関係）

(イ) 育児短時間勤務の承認が、産前の休業を始め若しくは出産したことにより効力を失い、又は二の(ロ)に掲げる事由に該当したことにより取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは二の(ロ)による承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により当該職員等と別居することとなったこと。

(ロ) 育児短時間勤務をしている職員等が退職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該退職又は停職の期間が終了したこと。

(ハ) 育児短時間勤務の承認が、当該職員等の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障がいにより当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより取り消された後、当該職員等が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

(ニ) 育児短時間勤務の承認が、二の(ハ)に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

(ホ) 育児短時間勤務の終了後、当該育児短時間勤務をした職員等の配偶者が3月以上の期

間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したとこと。

- (ハ) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が発生したことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

八 法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次に掲げる職員等の区分に応じ、それぞれ次に定める勤務の形態とすることとした。（改正後の第12条関係）

- (イ) 職員の勤務時間に関する条例（以下「職員勤務時間条例」という。）第2条第4項ただし書又は山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（以下「県立学校職員勤務時間等条例」という。）第4条第1項ただし書（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第2条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける職員等（以下「特別の勤務に従事する職員」という。）（(ロ)に掲げる職員等を除く。）4週間ごとの期間につき8日以上を勤務を要しない日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤務すること。

- (ロ) 特別の勤務に従事する職員のうち任命権者又はその委任を受けた者が特に必要があると認める職員等4週間ごとの期間につき4日以上を勤務を要しない日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤務すること。

二 法第12条において準用する法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とすることとした。（改正後の第14条関係）

- (イ) 職員等が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員等以外の当該子の親が養育することができることとなったこと。

- (ロ) 育児短時間勤務をしている職員等について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとする事となったこと。

- (ハ) 育児短時間勤務をしている職員等について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとする事となったこと。

ホ 育児短時間勤務をしている職員等及び法第17条の規定による短時間勤務をしている職員等について、次に掲げる条例の特例を設けることとした。（改正後の第15条～第21条及び第25条第1項関係）

- (イ) 山形県職員等の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）

- (ロ) 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（以下「特殊勤務手当条例」という。）

- (ハ) 職員勤務時間条例

- (ニ) 職員の休日及び休暇に関する条例（以下「職員休日休暇条例」という。）

- (ホ) 県立学校職員勤務時間等条例

- (ハ) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例

- (ト) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例

ヘ 育児短時間勤務をした職員等及び法第17条の規定による短時間勤務をした職員等について、山形県職員等に対する退職手当支給条例の特例を設けることとした。（改正後の第22条及び第25条第2項関係）

ト 法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とすることとした。（改正後の第23条関係）

- (イ) 過員を生ずること。

- (ロ) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている任期付短時間勤務職員を任期付短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

チ 法第18条第3項の規定により任期付短時間勤務職員の任期を更新する場合には、あらかじめ職員等の同意を得なければならないこととした。（改正後の第26条関係）

リ 任期付短時間勤務職員（企業職員及び単純な労務に雇用される職員を除く。）について、次に掲げる条例の特例を設けることとした。（改正後の第27条～第31条関係）

(イ) 給与条例

(ロ) 特殊勤務手当条例

(ハ) 職員勤務時間条例

(ニ) 職員休日休暇条例

(ホ) 県立学校職員勤務時間等条例

(3) 部分休業

育児短時間勤務又は法第17条の規定による短時間勤務をしている職員等は、部分休業をすることができないこととした。（改正後の第32条関係）

(4) その他規定の整備を行うこととした。

2 任期付短時間勤務職員を採用できることとしたことに伴い、次に掲げる条例について、規定の整備を行うこととした。

(1) 職員勤務時間条例

(2) 職員休日休暇条例

(3) 県立学校職員勤務時間等条例

(4) 給与条例

(5) 特殊勤務手当条例

3 その他

(1) この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。ただし、1の(4)の改正の一部は公布の日から、1の(1)の口の改正及び(2)は同年1月1日から施行することとした。

(2) その他所要の経過措置を定めることとした。（改正条例附則第2項及び第3項関係）

山形県公害紛争処理の手續に要する費用等に関する条例の一部を改正する条例（県条例第67号）（環境企画課）

調停が打ち切られ、又は打ち切られたものとみなされた事件につき当該調停の申請人又は参加人からされた仲裁の申請についての手数料の額を引き下げることとした。

山形県心身障がい者扶養共済制度条例の一部を改正する条例（県条例第68号）（障がい福祉課）

1 加入者に係る掛金及び口数追加の承認を受けた者に係る口数追加掛金の額を23,300円の範囲内で規則で定める額とするとともに、弔慰金及び脱退一時金の額を引き上げることとした。

2 その他

(1) この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

(2) その他所要の経過措置を定めることとした。（改正条例附則第2項～第5項関係）

山形県景観条例（県条例第69号）（管理課）

1 この条例は、景観法（以下「法」という。）の規定に基づく景観計画の策定等について必要な事項を定めるとともに、良好な景観の形成に関する施策を講ずることにより、良好な景観の将来の世代への継承並びに心豊かな県民生活及び多様な交流による活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とすることとした。（第1条関係）

2 知事は、県土における良好な景観の形成に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めることとした。（第3条関係）

3 県、事業者及び県民の責務を定めることとした。（第4条～第6条関係）

4 景観計画

(1) 景観計画の策定等

知事は、法第2条に定める基本理念及び基本方針に即して、法第8条第1項の規定により景観計画を定めることとした。（第7条第1項関係）

(2) 景観形成重点地域

- イ 知事は、法第8条第1項の規定により景観計画を定めたときは、当該景観計画の区域（以下「県景観計画区域」という。）内において、同項第1号又は第2号に該当し、かつ、2以上の市町村の区域にわたる区域その他これに準ずる区域で、景観計画において定める良好な景観の形成のための行為の制限を特に強化する必要があるものを、景観形成重点地域として指定することができることとした。（第8条関係）
- ロ 市町村の長は、当該市町村の区域の全部又は一部について、知事に対し、景観形成重点地域として指定することを提案することができることとした。（第9条第1項関係）
- ハ 県は、景観形成重点地域と一体をなす区域の全部又は一部をその区域とする景観行政団体である市町村と、良好な景観の形成に関する施策を効果的に実施できるよう連携を図ることとした。（第10条関係）

(3) 行為の規制等

- イ 法第16条第1項第4号の条例で定める行為（以下「追加行為」という。）は、次に掲げる行為とすることとした。（第11条関係）
- (イ) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- (ロ) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
- ロ 追加行為に係る法第16条第1項の規定による届出等について、必要な事項を定めることとした。（第12条関係）
- ハ 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とすることとした。（第13条第1項関係）
- (イ) 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (ロ) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、堆積の期間が30日を超えて継続しないもの
- (ハ) 規則で定める公共的団体（以下「公共的団体」という。）が行う行為
- (ニ) 法第16条第1項各号に掲げる行為で、規則で定める規模以下のもの
- (ホ) 法第16条第1項各号に掲げる行為で、市町村（景観行政団体である市町村を除く。）の良好な景観の形成に関する条例の規定による規制により、当該市町村が良好な景観の形成を図ることができると知事が認めて指定する区域内において行われるもの
- ニ 公共的団体が県景観計画区域内において法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ、知事にその旨の通知をすることとし、当該通知があった場合において、知事は、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該公共的団体に対し、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するようとりべき措置について協議を求めることができることとした。（第14条関係）
- ホ 法第17条第1項の条例で定める行為は、次に掲げる行為とすることとした。（第15条関係）
- (イ) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (ロ) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ヘ 知事は、県景観計画区域内において法第16条第1項各号に掲げる行為（同項の規定による届出を要する行為を除く。）をしようとする者又はした者に対し、当該行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その必要な限度において、当該制限に適合させるために必要な措置をとることを要請することができることとした。（第18条関係）

(4) 景観重要建造物

- イ 県は、法第19条第1項の規定により指定した景観重要建造物が所在する市町村と連携を

図りながら、当該景観重要建造物と調和のとれた良好な景観がその周辺において形成されるよう、必要な施策の推進に努めることとした。（第19条第2項関係）

□ 法第25条第2項の規定により定める管理の方法の基準は、次に掲げる基準とすることとした。（第20条関係）

(イ) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更しないこと。

(ロ) 消火器の設置その他の景観重要建造物に係る防災上の措置を講ずること。

(ハ) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。

(ニ) (イ)から(ハ)までに掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定める基準

(5) 景観重要樹木

イ 県は、法第28条第1項の規定により指定した景観重要樹木が所在する市町村と連携を図りながら、当該景観重要樹木と調和のとれた良好な景観がその周辺において形成されるよう、必要な施策の推進に努めることとした。（第22条第2項関係）

□ 法第33条第2項の規定により定める管理の方法の基準は、次に掲げる基準とすることとした。（第23条関係）

(イ) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、^{せん}剪定その他の必要な管理を行うこと。

(ロ) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を講ずること。

(ハ) (イ)及び(ロ)に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定める基準

(6) 景観重要公共施設

イ 県は、景観計画において法第8条第2項第5号口の景観重要公共施設の整備に関する事項を定めたときは、当該景観重要公共施設が所在し、又は所在することとなる市町村（□において「関係市町村」という。）と連携を図りながら、当該景観重要公共施設と調和のとれた良好な景観がその周辺において形成されるよう、必要な施策の推進に努めることとした。（第25条第1項関係）

□ 関係市町村は、当該景観重要公共施設の整備がその周辺の良好な景観に大きな影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、県に対し、必要な協力を要請することができることとした。（第25条第2項関係）

5 眺望景観資産

(1) 知事は、眺め（一定の地点（以下「視点」という。）から主たる対象物を眺望する景観をいう。以下同じ。）のうち、主たる対象物が次のいずれかに該当し、かつ、将来の世代に引き継いでいくべき良好なものを、眺望景観資産として指定することができることとした。（第26条第1項関係）

イ 建造物

ロ 樹木

ハ 田畑

ニ 山

ホ 河川

ヘ 海岸

ト イからへまでに掲げるもののほか、規則で定めるもの

(2) 市町村、まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的として設立された特定非営利活動促進法第2条第2項の特定非営利活動法人若しくは民法第34条の法人又は地方自治法第260条の2第1項の地縁による団体は、県内の眺めについて、知事に対し、眺望景観資産として指定することを提案することができることとした。（第27条関係）

(3) 県は、(1)により指定した眺望景観資産に対する県民の理解を深めるよう努めるとともに、眺望景観資産に係る視点が所在する市町村と連携を図りながら、当該眺望景観資産が地

域の活性化に生かされるよう、必要な施策の推進に努めることとした。（第28条関係）

6 景観回廊

- (1) 知事は、道路、鉄道又は河川に沿った区域で2以上の市町村の区域にわたるものその他これに準ずるもののうち、良好な景観を生かした観光その他の地域間の交流の促進による地域の活性化が見込まれるものを、景観回廊として指定することができることとした。（第29条第1項関係）
- (2) 市町村の長は、当該市町村の区域の一部について、知事に対し、景観回廊として指定することを提案することができることとした。（第30条第1項関係）
- (3) 県は、(1)により指定した景観回廊について、当該景観回廊の区域の全部又は一部をその区域とする市町村、当該景観回廊の区域内の住民その他良好な景観を生かした地域間の交流の促進と関連がある者と連携を図りながら、当該景観回廊の固有の特性を生かした地域の活性化が推進されるよう、必要な施策の推進に努めることとした。（第31条関係）

7 公共事業に係る良好な景観の形成

知事は、県が実施する土木その他の建設事業に係る良好な景観の形成のための基準を定めることとし、県は、土木その他の建設事業の実施に当たっては、当該基準を遵守することとした。（第32条及び第33条関係）

8 山形県景観審議会

山形県景観審議会の設置等について、必要な事項を定めることとした。（第34条～第41条関係）

- 9 この条例は、平成20年7月1日から施行することとした。ただし、2、4の(1)及び8は、公布の日から施行することとした。

山形県屋外広告物条例の一部を改正する条例（県条例第70号）（都市計画課）

- 1 屋外広告物の表示等を禁止する物件に景観重要建造物及び景観重要樹木を加えることとした。

- 2 この条例は、平成20年7月1日から施行することとした。

山形県文化財保護条例の一部を改正する条例（県条例第71号）（教育庁）

1 埋蔵文化財

教育委員会は、文化財保護法第105条第1項の規定により県に帰属した文化財の発見された土地を管轄する市町村等に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができることとした。（第30条の2関係）

2 県選定文化的景観

(1) 教育委員会は、市町村の申出に基づき、県又は当該市町村が定める景観計画区域又は景観地区内にある文化的景観（文化財保護法第134条第1項の規定により重要文化的景観に選定されたものを除く。）であって、県又は当該市町村がその保存のため必要な措置を講じているもののうち県にとって重要なものを山形県選定文化的景観（以下「県選定文化的景観」という。）として選定することができることとした。（改正後の第36条の2第1項関係）

(2) 県選定文化的景観に係る選定の解除、滅失又はき損の届出、管理等についての補助、管理に関する勧告、現状の変更等の届出等及び現状等の報告について、必要な事項を定めることとした。（第36条の2の2～第36条の2の7関係）

- 3 教育委員会が山形県文化財保護審議会に諮問しなければならない事項に、県選定文化的景観の選定及びその選定の解除を加えることとした。（第36条の3関係）

- 4 その他規定の整備を行うこととした。

- 5 この条例は、平成20年7月1日から施行することとした。ただし、1の改正は、公布の日から施行することとした。

学校教育法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例（県条例第72号）（教育庁）

- 1 学校教育法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

- 2 この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日又はこ

の条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（県条例第73号）（企業局）

- 1 育児短時間勤務をしている職員及び育児短時間勤務に伴い任用されている任期付短時間勤務職員に勤務時間の割振り変更を行った場合は、当該割振り変更後の1週間の正規の勤務時間が40時間を超えると、40時間を超えて勤務した全時間について時間外勤務手当を支給することとした。（第11条第2項関係）
- 2 育児短時間勤務に伴い任用されている任期付短時間勤務職員については、初任給調整手当、扶養手当、一定の地域手当、住居手当、単身赴任手当、特勤勤務手当、寒冷地手当及び退職手当を支給しないこととした。（第18条の2関係）
- 3 自己啓発等休業の承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しないこととした。（第19条の3関係）
- 4 その他規定の整備を行うこととした。
- 5 この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。ただし、4の改正の一部は、公布の日から施行することとした。

山形県水道用水料金条例の一部を改正する条例（県条例第74号）（企業局）

- 1 水道用水の料金を改定することとした。
- 2 この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（県条例第75号）（病院事業局）

- 1 育児短時間勤務をしている職員及び育児短時間勤務に伴い任用されている任期付短時間勤務職員に勤務時間の割振り変更を行った場合は、当該割振り変更後の1週間の正規の勤務時間が40時間を超えると、40時間を超えて勤務した全時間のうち正規の勤務時間の部分について時間外勤務手当を支給することとした。（第13条第2項関係）
- 2 育児短時間勤務に伴い任用されている任期付短時間勤務職員については、初任給調整手当、扶養手当、一定の地域手当、住居手当、単身赴任手当、寒冷地手当及び退職手当を支給しないこととした。（第23条関係）
- 3 自己啓発等休業の承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しないこととした。（改正後の第26条関係）
- 4 その他規定の整備を行うこととした。
- 5 この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。ただし、4の改正の一部は、公布の日から施行することとした。

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構への職員の引継ぎに関する条例（県条例第76号）（病院事業局）

- 1 山形県立日本海病院の職員を地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構に引き継ぐこととした。
- 2 この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

山形県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（県条例第77号）（病院事業局）

- 1 山形県立日本海病院を廃止することとした。
- 2 この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

条 例

山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例をここに公布する。

平成19年12月21日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第63号

山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の5第1項、第5項及び第6項の規定に基づき、一般職に属する県職員及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下「職員等」という。）の自己啓発等休業（大学等課程の履修（法第26条の5第1項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。）又は国際貢献活動（同項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。）のための休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（自己啓発等休業の承認）

第2条 任命権者は、職員等としての在職期間が2年以上である職員等が自己啓発等休業を申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員等の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員等が自己啓発等休業をすることを承認することができる。

2 前項の規定による承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

（自己啓発等休業の期間）

第3条 法第26条の5第1項の条例で定める期間は、大学等課程の履修のための休業にあつては2年（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として人事委員会規則で定める場合は、3年）、国際貢献活動のための休業にあつては3年とする。

（教育施設）

第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。）

(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員等が当該課程を履修する場合に限る。）

(3) 前2号に掲げる教育施設に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）

（奉仕活動）

第5条 法第26条の5第1項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

(1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第3号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）

(2) 前号に掲げる奉仕活動のほか、人事委員会規則で定めるもの

（自己啓発等休業の期間の延長）

第6条 自己啓発等休業をしている職員等は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第3条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

2 自己啓発等休業の期間の延長は、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。

3 第2条第1項の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

（自己啓発等休業の承認の取消事由）

第7条 法第26条の5第5項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 自己啓発等休業をしている職員等が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。
- (2) 自己啓発等休業をしている職員等が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員等の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。

（報告等）

第8条 自己啓発等休業をしている職員等は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員等の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

- (1) 当該職員等が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合
- (2) 当該職員等が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合
- (3) 当該職員等の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員等から前項の規定による報告を求めるほか、当該職員等と定期的に連絡を取ることににより、十分な意思疎通を図るものとする。

（職務復帰後における号給の調整）

第9条 自己啓発等休業をした職員等（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員及び法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員を除く。以下同じ。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員等との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を大学等課程の履修又は国際貢献活動のためのもののうち、職員等としての職務に特に有用であると認められるものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）第6条第1項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（退職手当の取扱い）

第10条 山形県職員等に対する退職手当支給条例（昭和28年10月県条例第26号。以下「退職手当条例」という。）第7条の4第1項及び第8条第3項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の退職手当に関する条例（昭和27年12月県条例第95号）第2条の規定により県職員の場合によることとされる場合を含む。）の規定の適用については、自己啓発等休業をした期間は、退職手当条例第7条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 自己啓発等休業をした期間についての退職手当条例第8条第3項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数（地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数）」とあるのは、「その月数（地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の規則で定める要件に該当する場合については、その月数の2分の1に相当する月数）」とする。

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第2条第1項の規定による承認及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前

においても、同条から第5条までの規定の例により行うことができる。

山形県職員定数条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月21日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第64号

山形県職員定数条例等の一部を改正する条例

（山形県職員定数条例の一部改正）

第1条 山形県職員定数条例（昭和24年8月県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4）山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例（平成19年12月県条例第63号）第2条第1項の規定により自己啓発等休業をしている職員

（山形県警察職員定数条例の一部改正）

第2条 山形県警察職員定数条例（昭和32年3月県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4）山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例（平成19年12月県条例第63号）第2条第1項の規定により自己啓発等休業をしている職員

（山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例の一部改正）

第3条 山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例（昭和33年4月県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1号を加える。

（5）山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例（平成19年12月県条例第63号）第2条第1項の規定により自己啓発等休業をしている学校職員

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（山形県職員等の給与に関する条例の一部改正）

2 山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第25条第8項中「第4条第4号」を「第4条第5号」に改める。

県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月21日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第65号

県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

（県職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第1条 県職員等の旅費に関する条例（昭和26年10月県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「日当」を「現地経費」に、「支度料」を「日当、支度料」に改め、同条第5項中「当り」を「当たり」に改め、同条第6項中「日当は、旅行中」を「現地経費は、内国旅行中」に、「当り」を「当たり」に改め、同条第7項及び第8項中「当り」を「当たり」に改め、同条中第16項を第17項とし、第12項から第15項までを1項ずつ繰り下げ、第11項の次に次の1項を加える。

12 日当は、外国旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

第8条第1項ただし書中「鉄道旅行にあつては、」を「路程」に改め、「、水路旅行にあつては、200キロメートル、陸路旅行にあつては、50キロメートル」を削り、「こえる」を「超え

る」に改める。

第9条第1項中「日当及び宿泊料」を「現地経費、宿泊料及び日当」に改める。

第11条中「日当又は宿泊料」を「現地経費、宿泊料又は日当」に、「本条」を「この条」に改める。

第19条を次のように改める。

（現地経費）

第19条 現地経費の額は、次の各号に掲げる旅行の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 県内旅行（県の区域内における旅行をいう。以下同じ。）のうち路程100キロメートル（赴任にあつては、50キロメートル）以上のもの 1日につき200円
- (2) 県外旅行（県内旅行以外の旅行をいう。以下同じ。）のうち路程100キロメートル以上200キロメートル未満（赴任にあつては、50キロメートル以上100キロメートル未満）のもの 1日につき200円
- (3) 県外旅行のうち路程200キロメートル（赴任にあつては、100キロメートル）以上のもの 1日につき1,100円

第23条中「別表第1の日当定額の5日分及び」を削り、「応じた」を「応じた別表第1の」に改める。

第24条第1項第1号中「年令」を「年齢」に改め、同号イ中「12才」を「12歳」に、「日当」を「現地経費」に改め、同号ロ中「12才未満6才」を「12歳未満6歳」に改め、同号ハ中「6才」を「6歳」に、「日当」を「現地経費」に、「こえる」を「超える」に改め、同項第2号ただし書中「こえる」を「超える」に改め、同項第3号中「日当」を「現地経費」に改める。

第25条第1項中「第6条第15項」を「第6条第16項」に改め、同条第2項ただし書中「こえる」を「超える」に改める。

第26条中「鉄道、水路又は陸路」を「路程」に、「あつては」を「あつては、」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第3号中「鉄道」を「路程」に改める。

第32条第1項中「第68条」を「第64条」に改める。

附則第4項中「日当、」を削る。

別表第1第1項中「日当、」を削り、同項の表中

区分	日当 (1日につき)
8級以上の職務にある者	2,600円
7級以下3級以上の職務にある者	2,200
2級以下の職務にある者	1,700

を

区分
8級以上の職務にある者
7級以下3級以上の職務にある者
2級以下の職務にある者

に改め、同別表第2項の表の備考以外の部分中「鉄

道」を「路程」に改め、同表の備考を削る。

（山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部改正）

第2条 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例（昭和31年9月県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書を削る。

第4条第2項ただし書を削る。

別表第4中備考以外の部分を次のように改める。

別表第4

旅費及び費用弁償額

区分		宿泊料（1夜につき）		食卓料 （1夜につき）
		甲地方	乙地方	
議会の議員		円 16,500	円 13,300	円 3,000
知事		16,500	13,300	3,000
副知事				
企業管理者		14,800	11,800	2,600
病院事業管理者		14,800	11,800	2,600
教育委員会の委員		14,800	11,800	2,600
選挙管理委員会の委員	委員長	14,800	11,800	2,600
	委員			
	補充員	13,100	9,800	2,200
非常勤の監査委員	識見を有する者のうちから選任する委員	14,800	11,800	2,600
	議会の議員のうちから選任する委員	16,500	13,300	3,000
常勤の監査委員		14,800	11,800	2,600
人事委員会の委員		14,800	11,800	2,600
公安委員会の委員		14,800	11,800	2,600
	会長	14,800	11,800	2,600
	会長代理			

労働委員会の委員	委員			
	特別調整委員			
	あつせん員	13,100	9,800	2,200
	あつせん員候補者			
収用委員会の委員	会長	14,800	11,800	2,600
	委員	13,100	9,800	2,200
海区漁業調整委員会の委員	会長	14,800	11,800	2,600
	委員	13,100	9,800	2,200
内水面漁場管理委員会の委員	会長	14,800	11,800	2,600
	委員	13,100	9,800	2,200
選挙長				
選挙分会長		14,800	11,800	2,600
審査分会長				
選挙立会人				
審査分会立会人		13,100	9,800	2,200
附属機関の委員等	会長及びこれに準ずる者	14,800	11,800	2,600
	委員及びこれに準ずる者	13,100	9,800	2,200
	社会教育委員	14,800	11,800	2,600
専門委員		14,800	11,800	2,600
地方公務員法第3条第3項第3号に掲げる職にある者		一般職の職員の行政職給料表4級の職務にある者の額の範囲内で任命権者が定める額		

別表第4の備考に次の1項を加える。

4 現地経費の額は、次に定めるところによる。

- (1) 第3条及び第5条から第7条までに規定する職員にあつては、一般職の職員の例による額
- (2) 前号に掲げる職員以外の職員にあつては、次に掲げる旅行の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 県内旅行（県の区域内における旅行をいう。以下同じ。） 1日につき200円

ロ 県外旅行（県内旅行以外の旅行をいう。） 1日につき1,100円

別表第6中「鉄道」を「路程」に改め、同表の備考中「日当の5日分及び」を削る。

（参考人等に対する費用弁償に関する条例の一部改正）

第3条 参考人等に対する費用弁償に関する条例（昭和37年7月県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、現地経費の額は、次の各号に掲げる旅行の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 県内旅行（県の区域内における旅行をいう。以下同じ。） 1日につき200円

(2) 県外旅行（県内旅行以外の旅行をいう。） 1日につき1,100円

（山形県語学指導等に従事する外国人の給料及び旅費の支給に関する条例の一部改正）

第4条 山形県語学指導等に従事する外国人の給料及び旅費の支給に関する条例（昭和62年7月県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号イ中「日当」を「現地経費」に改める。

附 則

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の県職員等の旅費に関する条例の規定、第2条の規定による改正後の山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の参考人等に対する費用弁償に関する条例の規定及び第4条の規定による改正後の山形県語学指導等に従事する外国人の給料及び旅費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

山形県職員等の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月21日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第66号

山形県職員等の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

（山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正）

第1条 山形県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年3月県条例第7号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 育児休業（第2条 - 第9条）

第3章 育児短時間勤務（第10条 - 第31条）

第4章 部分休業（第32条 - 第35条）

附則

第1章 総則

第1条中「第6条の2、第7条及び第9条」を「第7条、第8条、第10条、第14条、第15条、第17条、第18条第3項及び第19条」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 育児休業

第2条第6号中「育児休業」を「職員等が育児休業」に、「職員等以外」を「当該職員等以外」に改める。

第3条第3号を次のように改める。

(3) 育児休業の承認が、職員等の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障がい（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する身体障害又は精神障害をいう。以下同じ。）に

より当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより取り消された後、当該職員等が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

第3条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児休業をした職員等の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該職員等が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

第5条第1号中「育児休業に係る子を職員等」を「職員等が育児休業により養育している子を当該職員等」に改める。

第11条中「第5条」を「第14条」に改め、同条を第35条とし、第10条を第34条とする。

第9条中「法第9条第1項」を「法第19条第1項」に、「終り」を「終わり」に改め、「1日を通じて2時間（職員の休日及び休暇に関する条例（昭和26年12月県条例第64号）第9条第1項又は山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第93号）第16条第1項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第94号）第2条において準用する場合を含む。）の規定により育児のための休暇を承認されている職員等にあつては、2時間から当該休暇の期間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員等の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について」を削り、同条に次の1項を加える。

2 職員休日休暇条例第9条第1項又は県立学校職員勤務時間等条例第16条第1項（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）の規定により育児のための休暇を承認されている職員等に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該休暇の期間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第9条を第33条とする。

第8条中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改め、同条第3号中「者」を「職員等」に、「部分休業をしよう」を「職員等が部分休業により養育しよう」に改め、「部分休業により」を削り、「職員等以外」を「当該職員等以外」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務又は法第17条の規定による短時間勤務をしている職員等

第8条を第32条とする。

第6条の前の見出しを削る。

第7条に見出しとして「（育児休業をした職員等についての退職手当条例の特例）」を付し、同条第1項中「この条において」及び「の規定の適用」を削り、「よる」を「よること」に、「含む。）」を「含む。）の規定の適用」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の1章及び1章名を加える。

第3章 育児短時間勤務

（育児短時間勤務をすることができない職員等）

第10条 法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員等とする。

(1) 非常勤の職員等

(2) 臨時的に任用された職員等

(3) 法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員等

(4) 定年に達した日以後における最初の3月31日の翌日以降引き続き勤務し、又は勤務することとなる職員等

(5) 育児短時間勤務（法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をすることにより養育しようとする子について、配偶者が法その他の法律により育児休業をしている職員等

(6) 前号に掲げる職員等のほか、職員等が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員等以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員等
(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務の承認が、産前の休業を始め若しくは出産したことにより効力を失い、又は第14条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により当該職員等と別居することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員等が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (3) 育児短時間勤務の承認が、当該職員等の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障がいにより当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより取り消された後、当該職員等が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (4) 育児短時間勤務の承認が、第14条第3号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
- (5) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児短時間勤務をした職員等の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該職員等が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。
- (6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が発生したことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

（法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態）

第12条 法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員等の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態（同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日（職員の勤務時間に関する条例（昭和26年10月県条例第44号。以下「職員勤務時間条例」という。）第2条第4項又は山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第93号。以下「県立学校職員勤務時間等条例」という。）第4条第1項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第94号。以下「市町村立学校職員勤務時間等条例」という。）第2条において準用する場合を含む。）の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。）が引き続き人事委員会規則で定める日数又は知事若しくは県教育委員会が県人事委員会と協議して定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が人事委員会規則で定める時間又は知事若しくは県教育委員会が県人事委員会と協議して定める時間を超えないものに限る。）とする。

- (1) 職員勤務時間条例第2条第4項ただし書又は県立学校職員勤務時間等条例第4条第1項ただし書（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける職員等（以下この条において「特別の勤務に従事する職員」という。）（次号に掲げる職員等を除く。） 4週間ごとの期間につき8日以上を勤務を要しない日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤務すること。
- (2) 特別の勤務に従事する職員のうち任命権者又はその委任を受けた者が特に必要があると認

める職員等 4週間ごとの期間につき4日以上を勤務を要しない日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤務すること。

（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）

第13条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

（育児短時間勤務の承認の取消事由）

第14条 法第12条において準用する法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 職員等が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員等以外の当該子の親が養育することができることとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員等について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとする事となったこと。
- (3) 育児短時間勤務をしている職員等について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとする事となったこと。

（育児短時間勤務職員についての給与条例の特例）

第15条 育児短時間勤務をしている職員等（以下「育児短時間勤務職員」という。）についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第3項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、山形県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年3月県条例第7号。以下「育児休業条例」という。）第17条の規定により読み替えられた職員の勤務時間に関する条例（昭和26年10月県条例第44号）第2条第1項又は育児休業条例第19条の規定により読み替えられた山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第93号）第3条第1項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第94号）第2条において準用する場合を含む。）の規定により定められたその者の勤務時間を職員の勤務時間に関する条例第2条第1項又は山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第3条第1項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第2条において準用する場合を含む。）に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第5条第4項及び第6条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第5条第5項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第12条の6第2	再任用短時間勤務	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法

項第2号	職員	律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員等(以下「育児短時間勤務職員」という。)
第15条第2項及び第3項	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
第15条第3項及び第16条第3項第1号ただし書	職員勤務時間条例	育児休業条例第17条の規定により読み替えられた職員勤務時間条例
	県立学校職員勤務時間等条例	育児休業条例第19条の規定により読み替えられた県立学校職員勤務時間等条例
第20条第4項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
第20条第5項及び第21条第3項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第20条第5項	給料月額	給料月額を算出率で除して得た額
第20条第6項	人事委員会規則	育児短時間勤務職員の勤務時間を考慮して人事委員会規則

(育児短時間勤務職員についての特殊勤務手当条例の特例)

第16条 育児短時間勤務職員についての山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年10月県条例第34号。以下「特殊勤務手当条例」という。)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第20条の3の見出し	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
第20条の3	地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員等で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員等
	、職員の勤務時間に関する条例	、山形県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年3月県条例第7号)第17条の規定により読み替え

		られた職員の勤務時間に関する条例
	第2条第2項	第2条第1項
	山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第3条第2項	山形県職員等の育児休業等に関する条例第19条の規定により読み替えられた山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第3条第1項

（育児短時間勤務職員についての職員勤務時間条例の特例）

第17条 育児短時間勤務職員についての職員勤務時間条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる職員勤務時間条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2条第1項本文	職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）
	40時間	、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い、任命権者が定めるもの
第2条第1項ただし書	職員	育児短時間勤務職員の1週間当たり
	1週間当たり40時間	当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い、任命権者が定めるもの
第2条第4項及び第5項	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
第2条第4項	その割振り	、当該育児短時間勤務の内容に従い、その割振り
第2条第5項	前項本文	必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従い、前項本文
	ことができるもの	もの
第4条の2第1項	職員	、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、育児短時間勤務職員
第4条の2第2項	公務のため臨時又は緊急の必要があ	公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り

	る場合には	
	職員	育児短時間勤務職員

（育児短時間勤務職員についての職員休日休暇条例の特例）

第18条 育児短時間勤務職員についての職員の休日及び休暇に関する条例（昭和26年12月県条例第64号。以下「職員休日休暇条例」という。）第4条の規定の適用については、同条第1項第1号中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」とあるのは、「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員」とする。

（育児短時間勤務職員についての県立学校職員勤務時間等条例の特例）

第19条 育児短時間勤務職員についての県立学校職員勤務時間等条例の規定（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）の適用については、次の表の左欄に掲げる県立学校職員勤務時間等条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条第1項本文	学校職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた学校職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）
	40時間	、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い、知事又は県教育委員会が定めるもの
第3条第1項ただし書	学校職員	育児短時間勤務職員の1週間当たり
	1週間当たり40時間	当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い、知事又は県教育委員会が定めるもの
第4条第1項及び第2項並びに第9条第1項第1号	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
第4条第1項	その割振り	、当該育児短時間勤務の内容に従い、その割振り
第4条第2項	前項本文	必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従い、前項本文
	ことができるもの	もの
第6条の2第1	学校職員	、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場

項		合として知事又は県教育委員会が県人事委員会と協議して定める場合に限り、育児短時間勤務職員
第6条の2第2項	公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には	公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として知事又は県教育委員会が県人事委員会と協議して定める場合に限り
	学校職員	育児短時間勤務職員

（育児短時間勤務職員についての一般職の任期付職員の採用等に関する条例の特例）

第20条 育児短時間勤務職員についての一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、山形県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年3月県条例第7号）第17条の規定により読み替えられた職員の勤務時間に関する条例（昭和26年10月県条例第44号）第2条第1項又は山形県職員等の育児休業等に関する条例第19条の規定により読み替えられた山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第93号）第3条第1項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第94号）第2条において準用する場合を含む。）の規定により定められたその者の勤務時間を職員の勤務時間に関する条例第2条第1項又は山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第3条第1項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第2条において準用する場合を含む。）に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第4条第3項	相当する	相当する額に算出率を乗じて得た

（育児短時間勤務職員についての一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の特例）

第21条 育児短時間勤務職員についての一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第7号）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第3項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、山形県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年3月県条例第7号）第17条の規定により読み替えられた職員の勤務時間に関する条例（昭和26年10月県条例第44号）第2条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を職員
--------	------	--

		の勤務時間に関する条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第5条第4項	相当する	相当する額に算出率を乗じて得た
第8条第2項	月曜日から金曜日までの5日間	山形県職員等の育児休業等に関する条例第17条の規定により読み替えられた職員勤務時間条例第2条第5項に規定する勤務を要しない日以外の日
	職員勤務時間条例第2条第4項	同条第4項
	より	より地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により承認を受けた同条第1項に規定する育児短時間勤務の内容に従った

（育児短時間勤務をした職員等についての退職手当条例の特例）

第22条 退職手当条例第7条の4第1項及び第8条第3項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の退職手当に関する条例第2条の規定により県職員の例によることとされる場合を含む。）の規定の適用については、育児短時間勤務をした期間は、退職手当条例第7条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。

2 育児短時間勤務をした期間についての退職手当条例第8条第3項の規定の適用については、同項中「2分の1」とあるのは、「3分の1」とする。

3 育児短時間勤務の期間中の退職手当条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額額は、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

（法第17条の条例で定めるやむを得ない事情）

第23条 法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 過員を生ずること。

(2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている任期付短時間勤務職員（法第18条第1項の規定により採用された職員等をいう。以下同じ。）を任期付短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

（育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員等への通知）

第24条 任命権者は、法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員等に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

（育児短時間勤務の例による短時間勤務をしている職員等についての給与条例の特例等）

第25条 法第17条の規定による短時間勤務をしている職員等については、第15条から第21条までの規定を準用する。

2 法第17条の規定による短時間勤務をした職員等については、第22条の規定を準用する。

（任期付短時間勤務職員の任期の更新）

第26条 第6条の規定は、法第18条第3項の規定により任期付短時間勤務職員の任期を更新する場合について準用する。

（任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例）

第27条 任期付短時間勤務職員（企業職員等を除く。以下同じ。）についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ

れ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第3項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、山形県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年3月県条例第7号。以下「育児休業条例」という。）第29条の規定により読み替えられた職員の勤務時間に関する条例（昭和26年10月県条例第44号）第2条第2項又は育児休業条例第31条の規定により読み替えられた山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第93号）第3条第2項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第94号）第2条において準用する場合を含む。）の規定により定められたその者の勤務時間を職員の勤務時間に関する条例第2条第1項又は山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第3条第1項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第2条において準用する場合を含む。）に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第5条第4項及び第6条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第12条の6第2項第2号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された職員等（以下「任期付短時間勤務職員」という。）
第13条の7第1項、第13条の8第1項、第15条第2項及び第3項並びに第26条第1項	再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
第15条第3項及び第16条第3項第1号ただし書	職員勤務時間条例	育児休業条例第29条の規定により読み替えられた職員勤務時間条例
	県立学校職員勤務時間等条例	育児休業条例第31条の規定により読み替えられた県立学校職員勤務時間等条例
第23条の2（見出しを含む。）	再任用職員	任期付短時間勤務職員

（任期付短時間勤務職員についての特殊勤務手当条例の特例）

第28条 任期付短時間勤務職員についての特殊勤務手当条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第20条の3の見出し	再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
第20条の3	地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員等で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された職員等
	、職員の勤務時間に関する条例	、山形県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年3月県条例第7号）第29条の規定により読み替えられた職員の勤務時間に関する条例
	山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第3条第2項	山形県職員等の育児休業等に関する条例第31条の規定により読み替えられた山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第3条第2項

（任期付短時間勤務職員についての職員勤務時間条例の特例）

第29条 任期付短時間勤務職員についての職員勤務時間条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる職員勤務時間条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2条第2項	法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員
--------	--	--

	16時間から32時間 まで	32時間まで
第2条第4項及 び第5項並びに 第5条	再任用短時間勤務 職員	任期付短時間勤務職員

（任期付短時間勤務職員についての職員休日休暇条例の特例）

第30条 任期付短時間勤務職員についての職員休日休暇条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる職員休日休暇条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第1項第 1号	地方公務員法第28 条の4第1項、第 28条の5第1項又 は第28条の6第1 項若しくは第2項 の規定により採用 された職員で同法 第28条の5第1項 に規定する短時間 勤務の職を占める もの（以下「再任 用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員
第10条	再任用短時間勤務 職員	任期付短時間勤務職員

（任期付短時間勤務職員についての県立学校職員勤務時間等条例の特例）

第31条 任期付短時間勤務職員についての県立学校職員勤務時間等条例の規定（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）の適用については、次の表の左欄に掲げる県立学校職員勤務時間等条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条第2項	地方公務員法第28 条の4第1項、第 28条の5第1項又 は第28条の6第1 項若しくは第2項 の規定により採用 された学校職員で 短時間勤務職を占 めるもの（以下 「再任用短時間勤 務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された学校職員（以下「任期付短時間勤務職員
--------	---	--

	16時から32時間 まで	32時間まで
第4条第1項及 び第2項並びに 第9条第1項第 1号	再任用短時間勤務 職員	任期付短時間勤務職員

第4章 部分休業

第6条に見出しとして「（育児休業をした職員等の職務復帰後における号給の調整）」を付し、同条中「（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される職員を除く。以下同じ。）」を削り、「には、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する」を「において、部内の他の職員等との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た」に改め、同条を第8条とする。

第5条の3の見出しを「（育児休業をしている職員等の期末手当等の支給）」に改め、同条第1項中「職員等のうち」を「職員等（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される職員（以下「企業職員等」という。）を除く。以下この条、次条、第9条、第12条、第15条、第22条、第25条及び第32条から第35条までにおいて同じ。）のうち」に改め、同条を第7条とする。

第5条の2の見出しを「（育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新）」に改め、同条を第6条とする。

（職員の勤務時間に関する条例の一部改正）

第2条 職員の勤務時間に関する条例（昭和26年10月県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「法」を「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法」に、「職員（」を「もの（」に改める。

（職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第3条 職員の休日及び休暇に関する条例（昭和26年12月県条例第64号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「地方公務員法」を「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法」に、「職員（」を「もの（」に改める。

（山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正）

第4条 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第93号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号中「再任用短時間勤務職」を「短時間勤務職」に改める。

第3条第2項中「再任用短時間勤務職を占める学校職員」を「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された学校職員で短時間勤務職を占めるもの」に改める。

（山形県職員等の給与に関する条例の一部改正）

第5条 山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条の2中「法第28条の5第1項」を「再任用職員で法第28条の5第1項」に、「職員等」を「もの」に改める。

（山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第6条 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年10月県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第20条の3中「地方公務員法」を「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員等で同法」に、「職員等」を「もの」に改める。

附則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第1条中山形県職員等の育児休業等に関する条例第8条の改正規定（同条第1号の次に1号を加える部分を除く。）及び第9条の改正規定は公布の日から、第1条中山形県職員等の育児休業等に関する条例第6条の改正規定及び次項から附則第4項までの規定は同年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の山形県職員等の育児休業等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第8条の規定は、育児休業をした職員等が地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第44号。以下「改正法」という。）の施行の日以後に職務に復帰した場合における号給の調整について適用し、育児休業をした職員等が同日前に職務に復帰した場合における号給の調整については、なお従前の例による。
- 3 改正法の施行の際現に育児休業をしている職員等が職務に復帰した場合における改正後の条例第8条の規定の適用については、同条中「100分の100以下」とあるのは、「100分の100以下（当該期間のうち地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第44号）の施行の日前の期間については、2分の1）」とする。

（準備行為）

- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項の承認及びこれに関し必要な手続きその他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第10条、第12条及び第13条の規定の例により行うことができる。

山形県公害紛争処理の手續に要する費用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月21日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第67号

山形県公害紛争処理の手續に要する費用等に関する条例の一部を改正する条例

山形県公害紛争処理の手續に要する費用等に関する条例（昭和45年10月県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「仲裁委員会」を「調停委員会又は仲裁委員会」に改める。

第3条第2項に次のただし書を加える。

ただし、法第36条第1項の規定により調停が打ち切られ、又は同条第2項の規定により当該調停が打ち切られたものとみなされた事件につきその旨の通知を受けた日から2週間以内に当該調停の申請人又は参加人からされた仲裁の申請については、同表により算出した額から当該調停の申請又は当該調停の手續への参加の申立てについて納めた手数料の額を控除した額とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県心身障がい者扶養共済制度条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月21日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第68号

山形県心身障がい者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

山形県心身障がい者扶養共済制度条例（昭和54年10月県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項及び第9条第1項中「13,300円」を「23,300円」に改める。

第15条第2項第1号中「20,000円」を「50,000円」に改め、同項第2号中「50,000円」を「125,000円」に改め、同項第3号中「100,000円」を「250,000円」に改め、同条第3項第1号中「20,000円」を「50,000円」に改め、同項第2号中「50,000円」を「125,000円」に改め、同項第3号中「100,000円」を「250,000円」に改める。

第15条の2第2項第1号中「30,000円」を「75,000円」に改め、同項第2号中「50,000円」を「125,000円」に改め、同項第3号中「100,000円」を「250,000円」に改め、同条第3項第1号中「30,000円」を「75,000円」に改め、同項第2号中「50,000円」を「125,000円」に改め、同項第3号中「100,000円」を「250,000円」に改め、同条第4項第1号イ中「30,000円」を「75,000円」に改め、同号ロ中「50,000円」を「125,000円」に改め、同号ハ中「100,000円」を「250,000円」に改め、同項第2号イ中「30,000円」を「75,000円」に改め、同号ロ中「50,000円」を「125,000円」に改め、同号ハ中「100,000円」を「250,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において山形県心身障がい者扶養共済制度条例に基づく心身障がい者扶養共済制度（以下「本県の共済制度」という。）に加入している者及び同日において第4条第2項に規定する他の共済制度（以下「他の共済制度」という。）に加入している者であって施行日以後に転入（同項に規定するものをいう。以下同じ。）の後直ちに本県の共済制度に加入したもの（以下これらの者を「改正前加入者」という。）に対する改正後の第8条第1項及び第9条第1項の規定の適用については、次に定めるところによる。

(1) 昭和61年3月31日において本県の共済制度の加入者であった者及び同日において他の共済制度の加入者であった者であって同年4月1日以後に転入の後直ちに本県の共済制度の加入者となったもの（昭和54年10月1日以後本県の共済制度又は他の共済制度の加入者となった者であってその加入した日の属する年度の初日における年齢が45歳以上であったもの及び口数の減少（口数の追加分に係るものを除く。）を行つた者を除く。）については、改正後の第8条第1項中「加入者となつた日の属する月から、毎月、23,300円」とあるのは「毎月、10,600円」と、「加入時の」とあるのは「その者の昭和61年4月1日における」と、同項ただし書中「（口数の減少（口数の追加分に係るものを除く。）を行つた者にあつては、口数を追加した日前の加入者であつた期間を除く。以下同じ。）が20年」とあるのは「が25年」とする。

(2) 昭和54年10月1日以後本県の共済制度又は他の共済制度の加入者となった者であってその加入した日の属する年度の初日における年齢が45歳以上であったもの、昭和61年4月1日以後本県の共済制度又は他の共済制度の加入者となった者であってその加入した日の属する年度の初日における年齢が45歳未満であったもの及び口数の減少（口数の追加分に係るものを除く。）を行つた者については、改正後の第8条第1項中「加入者となつた日の属する月から、毎月、23,300円」とあるのは、「毎月、14,500円」とする。

(3) 施行日前に口数の追加の承認を受けた者については、改正後の第9条第1項中「口数追加加入者となつた日の属する月から、毎月、23,300円」とあるのは、「毎月、14,500円」とする。

3 改正前加入者に対する改正後の第15条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「50,000円」とあるのは「30,000円」と、「125,000円」とあるのは「75,000円」と、「250,000円」とあるのは「150,000円」とする。

4 改正前加入者に対する改正後の第15条の2第2項から第4項までの規定の適用については、こ

これらの規定中「75,000円」とあるのは「45,000円」と、「125,000円」とあるのは「75,000円」と、「250,000円」とあるのは「150,000円」とする。

- 5 施行日前の第2条第1項に規定する心身障がい者の死亡に係る弔慰金並びに加入者の申出及び口数の減少に係る脱退一時金の額については、なお従前の例による。

山形県景観条例をここに公布する。

平成19年12月21日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第69号

山形県景観条例

目次

第1章 総則（第1条 - 第6条）

第2章 景観計画

第1節 景観計画の策定等（第7条）

第2節 景観形成重点地域（第8条 - 第10条）

第3節 行為の規制等（第11条 - 第18条）

第4節 景観重要建造物（第19条 - 第21条）

第5節 景観重要樹木（第22条 - 第24条）

第6節 景観重要公共施設（第25条）

第3章 眺望景観資産（第26条 - 第28条）

第4章 景観回廊（第29条 - 第31条）

第5章 公共事業に係る良好な景観の形成（第32条・第33条）

第6章 山形県景観審議会（第34条 - 第41条）

第7章 雑則（第42条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく景観計画の策定等について必要な事項を定めるとともに、良好な景観の形成に関する施策を講ずることにより、良好な景観の将来の世代への継承並びに心豊かな県民生活及び多様な交流による活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（基本方針）

第3条 知事は、県土における良好な景観の形成に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 県土における良好な景観の形成に関する目標

(2) 県土における良好な景観の形成に関する施策に係る基本的な方針

(3) 前2号に掲げるもののほか、県土における良好な景観の形成に関する重要な事項

3 知事は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、山形県景観審議会の意見を聴かなければならない。

4 前項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（県の責務）

第4条 県は、法第2条に定める基本理念及び基本方針（以下「基本理念等」という。）に基づき、自然、歴史、文化等の地域の特性を生かした良好な景観の形成に関し、広域にわたり、かつ、総合的な施策を策定し、及び市町村との連携の下にこれを実施する責務を有する。

2 県は、市町村が良好な景観の形成に関する施策を策定し、及びこれを実施するときは、必要な協力を行うものとする。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念等に基づき、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

（県民の責務）

第6条 県民は、基本理念等に基づき、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、県又は市町村が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

第2章 景観計画

第1節 景観計画の策定等

（景観計画の策定等）

第7条 知事は、基本理念等に即して、法第8条第1項の規定により景観計画を定めるものとする。

2 知事は、法第8条第1項の規定により景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、山形県景観審議会の意見を聴かななければならない。

3 前項の規定は、景観計画の変更について準用する。

第2節 景観形成重点地域

（景観形成重点地域の指定等）

第8条 知事は、法第8条第1項の規定により景観計画を定めたときは、当該景観計画の区域（以下「県景観計画区域」という。）内において、同項第1号又は第2号に該当し、かつ、2以上の市町村の区域にわたる区域その他これに準ずる区域で、景観計画において定める良好な景観の形成のための行為の制限を特に強化する必要があるものを、景観形成重点地域として指定することができる。

（景観形成重点地域の指定等の提案）

第9条 市町村の長は、当該市町村の区域の全部又は一部について、知事に対し、景観形成重点地域として指定することを提案することができる。

2 前項の規定は、前条の規定により指定された景観形成重点地域の区域の変更について準用する。

（景観行政団体である市町村との連携）

第10条 県は、第8条の規定により指定した景観形成重点地域と一体をなす区域の全部又は一部をその区域とする景観行政団体である市町村と、良好な景観の形成に関する施策を効果的に実施できるよう連携を図るものとする。

第3節 行為の規制等

（追加行為）

第11条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為（以下「追加行為」という。）は、次に掲げる行為とする。

(1) 土地の開墾、土石の採取、鉋物の掘採その他の土地の形質の変更（法第16条第1項第3号に掲げるものを除く。）

(2) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）その他の物件の堆積

（届出事項等）

第12条 追加行為に係る法第16条第1項の規定による届出は、同項に規定する事項を記載した届出書に、規則で定める図書を添付して行わなければならない。

- 2 追加行為に係る法第16条第1項の条例で定める事項は、行為をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに行為の完了予定日とする。
 - 3 追加行為に係る法第16条第2項の条例で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により当該追加行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。
（適用除外行為の追加）
- 第13条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。
- (1) 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
 - (2) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積^{たい}で、堆積^{たい}の期間が30日を超えて継続しないもの
 - (3) 規則で定める公共的団体（以下「公共的団体」という。）が行う行為
 - (4) 法第16条第1項各号に掲げる行為（同項第2号に掲げる行為にあつては、規則で定める工作物に係る行為に限る。）で、規則で定める規模以下のもの
 - (5) 法第16条第1項各号に掲げる行為で、市町村（景観行政団体である市町村を除く。）の良好な景観の形成に関する条例の規定による規制により、当該市町村が良好な景観の形成を図ることができると知事が認めて指定する区域（以下「市町村条例規制区域」という。）内において行われるもの
- 2 知事は、市町村条例規制区域の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域とする市町村の長の意見を聴かなければならない。
 - 3 知事は、市町村条例規制区域の指定をするときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。
 - 4 市町村条例規制区域の指定は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。
 - 5 前3項の規定は、市町村条例規制区域の指定の解除及び区域の変更について準用する。
（公共的団体に関する特例等）
- 第14条 公共的団体は、県景観計画区域内において法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ、知事にその旨を通知しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による通知があつた場合において、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該公共的団体に対し、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するようとりべき措置について協議を求めることができる。
（特定届出対象行為）
- 第15条 法第17条第1項の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。
- (1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
 - (2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
（勧告の手續等）
- 第16条 知事は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、山形県景観審議会の意見を聴かなければならない。
- 2 知事は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
 - 3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。
（変更命令等の手續）
- 第17条 知事は、法第17条第1項前段又は第5項の規定により必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ、山形県景観審議会の意見を聴かなければならない。
（届出対象外行為に係る要請）

第18条 知事は、県景観計画区域内において法第16条第1項各号に掲げる行為（同項の規定による届出を要する行為を除く。）をしようとする者又はした者に対し、当該行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その必要な限度において、当該制限に適合させるために必要な措置をとることを要請することができる。

第4節 景観重要建造物

（景観重要建造物の指定の手続等）

第19条 知事は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする建造物が所在する市町村の長及び山形県景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 県は、法第19条第1項の規定により指定した景観重要建造物が所在する市町村（第21条において「関係市町村」という。）と連携を図りながら、当該景観重要建造物と調和のとれた良好な景観がその周辺において形成されるよう、必要な施策の推進に努めるものとする。

（景観重要建造物の管理の方法の基準）

第20条 法第25条第2項の規定により定める管理の方法の基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更しないこと。
- (2) 消火器の設置その他の景観重要建造物に係る防災上の措置を講ずること。
- (3) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定める基準

（原状回復命令等の手続）

第21条 知事は、法第23条第1項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとするときは、あらかじめ、山形県景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 知事は、法第26条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告しようとするときは、あらかじめ、山形県景観審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、法第27条第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長及び山形県景観審議会の意見を聴かなければならない。

第5節 景観重要樹木

（景観重要樹木の指定の手続等）

第22条 知事は、法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする樹木が所在する市町村の長及び山形県景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 県は、法第28条第1項の規定により指定した景観重要樹木が所在する市町村（第24条において「関係市町村」という。）と連携を図りながら、当該景観重要樹木と調和のとれた良好な景観がその周辺において形成されるよう、必要な施策の推進に努めるものとする。

（景観重要樹木の管理の方法の基準）

第23条 法第33条第2項の規定により定める管理の方法の基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、剪定その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を講ずること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定める基準

（原状回復命令等の手続）

第24条 知事は、法第32条第1項において準用する法第23条第1項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとするときは、あらかじめ、山形県景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 知事は、法第34条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告しようとするときは、あらかじめ、山形県景観審議会の意見を聴かなければならない。

- 3 知事は、法第35条第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長及び山形県景観審議会の意見を聴かなければならない。

第6節 景観重要公共施設

（関係市町村との連携）

第25条 県は、景観計画において法第8条第2項第5号口の景観重要公共施設の整備に関する事項を定めたときは、当該景観重要公共施設が所在し、又は所在することとなる市町村（次項において「関係市町村」という。）と連携を図りながら、当該景観重要公共施設と調和のとれた良好な景観がその周辺において形成されるよう、必要な施策の推進に努めるものとする。

- 2 関係市町村は、当該景観重要公共施設の整備がその周辺の良好な景観に大きな影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、県に対し、必要な協力を要請することができる。

第3章 眺望景観資産

（眺望景観資産の指定等）

第26条 知事は、眺め（一定の地点（以下「視点」という。）から主たる対象物を眺望する景観をいう。以下同じ。）のうち、主たる対象物が次の各号のいずれかに該当し、かつ、将来の世代に引き継いでいくべき良好なものを、眺望景観資産として指定することができる。

- (1) 建造物
- (2) 樹木
- (3) 田畑
- (4) 山
- (5) 河川
- (6) 海岸
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

- 2 知事は、前項の規定による眺望景観資産の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする眺めに係る視点が所在する市町村の長及び山形県景観審議会の意見を聴かなければならない。

- 3 前項の規定は、第1項の規定により指定された眺望景観資産の指定の解除について準用する。

（眺望景観資産の指定の提案）

第27条 市町村、まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的として設立された特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人若しくは民法（明治29年法律第89号）第34条の法人又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の地縁による団体は、県内の眺めについて、知事に対し、眺望景観資産として指定することを提案することができる。

（眺望景観資産に係る施策の推進）

第28条 県は、第26条第1項の規定により指定した眺望景観資産（以下「眺望景観資産」という。）に対する県民の理解を深めるよう努めなければならない。

- 2 県は、眺望景観資産に係る視点が所在する市町村と連携を図りながら、当該眺望景観資産が地域の活性化に生かされるよう、必要な施策の推進に努めるものとする。

第4章 景観回廊

（景観回廊の指定等）

第29条 知事は、道路、鉄道又は河川に沿った区域で2以上の市町村の区域にわたるものその他これに準ずるもののうち、良好な景観を生かした観光その他の地域間の交流の促進による地域の活性化が見込まれるものを、景観回廊として指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定による景観回廊の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域の一部をその区域とする市町村の長及び山形県景観審議会の意見を聴かなければならない。

- 3 前項の規定は、第1項の規定により指定された景観回廊の区域の変更について準用する。

（景観回廊の指定等の提案）

第30条 市町村の長は、当該市町村の区域の一部について、知事に対し、景観回廊として指定することを提案することができる。

2 前項の規定は、前条第1項の規定により指定された景観回廊の区域の変更について準用する。
（景観回廊に係る施策の推進）

第31条 県は、第29条第1項の規定により指定した景観回廊について、当該景観回廊の区域の全部又は一部をその区域とする市町村、当該景観回廊の区域内の住民その他良好な景観を生かした地域間の交流の促進と関連がある者と連携を図りながら、当該景観回廊の固有の特性を生かした地域の活性化が推進されるよう、必要な施策の推進に努めるものとする。

第5章 公共事業に係る良好な景観の形成
（公共事業景観形成基準の策定等）

第32条 知事は、県が実施する土木その他の建設事業に係る良好な景観の形成のための基準（以下「公共事業景観形成基準」という。）を定めるものとする。

2 知事は、前項の規定により公共事業景観形成基準を定めようとするときは、あらかじめ、山形県景観審議会の意見を聴かななければならない。

3 知事は、第1項の規定により公共事業景観形成基準を定めたときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、公共事業景観形成基準の変更について準用する。

（公共事業景観形成基準の遵守）

第33条 県は、土木その他の建設事業の実施に当たっては、公共事業景観形成基準を遵守するものとする。

第6章 山形県景観審議会
（設置）

第34条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項及び知事の諮問に係る良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議させるため、山形県景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第35条 審議会は、委員15人以内で組織する。

（委員）

第36条 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（会長）

第37条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第38条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、前項の会議の議長となる。

3 第1項の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第39条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
- 7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第3項及び第4項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

（庶務）

第40条 審議会の庶務は、土木部において処理する。

（会長への委任）

第41条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第7章 雑則

（委任）

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。ただし、第3条、第2章第1節、第6章及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 市町村条例規制区域の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第13条第2項から第4項までの規定の例により行うことができる。

山形県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月21日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第70号

山形県屋外広告物条例の一部を改正する条例

山形県屋外広告物条例（昭和49年10月県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第9号を第10号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

（4）景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木

第19条第1号及び第20条中「同条第2項第9号」を「同条第2項第10号」に改める。

附 則

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

山形県文化財保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月21日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第71号

山形県文化財保護条例の一部を改正する条例

山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1章の前に次の目次を付する。

目次

第1章 総則（第1条 - 第3条）

第2章 県指定有形文化財（第4条 - 第19条）

第3章 県指定無形文化財（第20条 - 第25条）

第4章 県指定有形民俗文化財及び県指定無形民俗文化財（第26条 - 第30条）

第4章の2 埋蔵文化財（第30条の2）

第5章 県指定史跡名勝天然記念物（第31条 - 第36条）

第5章の2 県選定文化的景観（第36条の2 - 第36条の2の7）

第5章の3 山形県文化財保護審議会（第36条の2の8 - 第36条の11）

第6章 補則（第37条）

第7章 罰則（第38条 - 第40条）

附則

第2条中「第2条第1項第1号から第4号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物」を「第2条第1項第1号に掲げる有形文化財（以下「有形文化財」という。）、同項第2号に掲げる無形文化財（以下「無形文化財」という。）、同項第3号に掲げる民俗文化財（以下「民俗文化財」という。）、同項第4号に掲げる記念物（以下「記念物」という。）及び同項第5号に掲げる文化的景観（以下「文化的景観」という。）」に改める。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 埋蔵文化財

（譲与等）

第30条の2 教育委員会は、法第105条第1項の規定により県に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て県が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地を管轄する市町村その他教育委員会が適当と認める法人に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

第5章の2中第36条の2を第36条の2の8とし、同章を第5章の3とし、第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 県選定文化的景観

（選定）

第36条の2 教育委員会は、市町村の申出に基づき、県又は当該市町村が定める景観法（平成16年法律第110号）第8条第2項第1号に規定する景観計画区域又は同法第61条第1項に規定する景観地区内にある文化的景観（法第134条第1項の規定により重要文化的景観に選定されたものを除く。）であつて、県又は当該市町村がその保存のため必要な措置を講じているもののうち県にとつて重要なものを山形県選定文化的景観（以下「県選定文化的景観」という。）として選定することができる。

2 前項の規定による選定には、第4条第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、同条第3項中「占有者」とあるのは、「占有者並びに第36条の2第1項に規定する申出を行つた市町村」と読み替えるものとする。

（解除）

第36条の2の2 教育委員会は、県選定文化的景観が県選定文化的景観としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

2 前項の規定による選定の解除には、前条第2項の規定を準用する。

3 県選定文化的景観について法第134条第1項の規定による重要文化的景観の選定があつたときは、当該県選定文化的景観の選定は、解除されたものとする。

4 前項の規定による選定の解除には、第5条第4項の規定を準用する。この場合において、同項中「の所有者及び権原に基づく占有者」とあるのは、「について第36条の2第1項に規定する申出を行つた市町村」と読み替えるものとする。

（滅失又はき損）

第36条の2の3 県選定文化的景観の全部又は一部が滅失し、又はき損したときは、所有者又は権原に基づく占有者（以下この章において「所有者等」という。）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、県選定文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合として教育委員会規則で定める場合は、この限りでない。

（管理、修理等の補助）

第36条の2の4 県は、県選定文化的景観の保存のため特に必要と認められる物件の管理、修理、

修景又は復旧について市町村が行う措置について、その経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第10条第2項の規定を準用する。

（管理に関する勧告）

第36条の2の5 教育委員会は、管理が適当でないため県選定文化的景観が滅失し、又はき損するおそれがあると認めるときは、所有者等に対し、管理方法の改善その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該県選定文化的景観について第36条の2第1項に規定する申出を行った市町村の意見を聴くものとする。

（現状変更等の届出等）

第36条の2の6 県選定文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、現状変更については維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 県選定文化的景観の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、第1項の規定による届出に係る県選定文化的景観の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

（現状等の報告）

第36条の2の7 教育委員会は、必要があると認めるときは、所有者等に対し、県選定文化的景観の現状又は管理若しくは復旧の状況につき報告を求めることができる。

第36条の3に次の1号を加える。

(6) 県選定文化的景観の選定及びその選定の解除

附 則

この条例は、平成20年7月1日から施行する。ただし、第4章の次に1章を加える改正規定は、公布の日から施行する。

学校教育法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成19年12月21日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第72号

学校教育法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

（山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例の一部改正）

第1条 山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例（昭和49年12月県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第45条第3項」を「第54条第3項」に改める。

（山形県青少年保護条例の一部改正）

第2条 山形県青少年保護条例（昭和54年3月県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第17条の2第1項中「第82条の2」を「第124条」に、「第82条の3第1項」を「第125条第1項」に改める。

（山形県職員等の修学部分休業に関する条例の一部改正）

第3条 山形県職員等の修学部分休業に関する条例（平成17年7月県条例第68号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「第82条の2」を「第124条」に改め、同項第3号中「第83条」を「第134条」に改める。

（山形県犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり条例の一部改正）

第4条 山形県犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり条例（平成19年3月県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第16条中「第82条の2」を「第124条」に改める。

附 則

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月21日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第73号

山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年12月県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第11条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務を含む。）をしている職員」に改める。

第18条の2の見出し中「再任用職員」を「再任用職員等」に改め、同条中「第18条」を「前条」に、「再任用職員」を「再任用職員及び育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員」に改める。

第19条第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第19条の2中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）」を「育児休業法」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与）

第19条の3 山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例（平成19年12月県条例第63号）第2条第1項の規定による承認を受けた職員には、地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第19条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

山形県水道用水料金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月21日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第74号

山形県水道用水料金条例の一部を改正する条例

山形県水道用水料金条例（昭和57年12月県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「をいう」を「をいう。以下同じ」に改め、同条第3項中「（以下「1日最大給水量」という。）」を削り、同条第4項中「1日最大給水量」を「基本水量」に、「年間下限水量」を「割引基準水量」に改める。

「	57円	17円	「	42円	13円	」
---	-----	-----	---	-----	-----	---

別表中	57円	20円	を	41円	15円	に改める。
	57円	17円		45円	15円	
	44円	21円		33円	17円	

附 則

- この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- この条例の施行の日の属する月の前月までの各月分の水道用水に係る料金については、改正後の第2条及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月21日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第75号

山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成14年12月県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第13条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務を含む。）をしている職員」に改める。

第23条の見出し中「再任用職員」を「再任用職員等」に改め、同条中「第22条」を「前条」に、「再任用職員」を「再任用職員及び育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員」に改める。

第24条第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第25条中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）」を「育児休業法」に改める。

第27条を第28条とし、第26条を第27条とし、第25条の次に次の1条を加える。

（自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与）

第26条 山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例（平成19年12月県条例第63号）第2条第1項の規定による承認を受けた職員には、地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第24条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構への職員の引継ぎに関する条例をここに公布する。

平成19年12月21日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第76号

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構への職員の引継ぎに関する条例

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構への職員の引継ぎに係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項に規定する条例で定める県の内部組織は、山形県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成19年12月県条例第77号）による改正前の山形県病院事業

の設置等に関する条例（昭和41年12月県条例第59号）第2条第1項に規定する山形県立日本海病院とする。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

山形県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月21日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第77号

山形県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山形県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年12月県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

山形県立中央病院	山形市
山形県立日本海病院	酒田市

を

山形県立中央病院	山形市
----------	-----

に改め、同条第2項中「、消化器

科」、「こう門科」、「、気管食道科、リハビリテーション科」及び「歯科、」を削り、同条第3項中「2,289床」を「1,761床」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。